

課 長	課長代理	係 長	設 計	精 算
-----	------	-----	-----	-----

令 和 4 年 度

金 抜 設 計 書

魚津埋没林博物館屋外通路外塗装改修工事 設 計 書

施 工 箇 所 魚 津 市 釈 迦 堂 地 内

※記載の数量は、すべて数量基準に基づき算出した積算数量です。
※積算数量については、工事の施工を義務付けるものではありません。

魚津市産業建設部都市計画課

令和4年度産業建設部

調査 課長 係長 設計 精算 浄書

設計書

工事名称 魚津埋没林博物館屋外通路外塗装改修工事

工事位置 魚津市 釈迦堂 地内

設計金額 金 円也 (内消費税等相当額 円)

設計概要

改修工事

- ・鉄製屋外通路塗り替え 337.0 m²
- ・ // 脚部根巻補強 13.0 か所
- ・管理棟木製テラス塗り替え 41.8 m²
- ・ // 各所塗り替え 1.0 式

符号	名 称	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	魚津埋没林博物館屋外通路外塗装改修工事						
	直接工事費		1	式			
	共通仮設費		1	式			
	現場管理費		1	式			
	一般管理費		1	式			
	合 計						
	消費税相当金額		1	式			
	総 合 計						

符号	名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
I	屋外通路塗装改修						
	脚立足場	直列 H=1.8m 架払共	96.0	m			
	養生	屋外通路下	347.0	m ²			
	整理清掃後片付け	外部	347.0	m ²			
	通路テント取外し復旧	既存テント生地水洗い共 金網打ちロープ更新共 500m ² 程度	1.0	式			
	下地調整	鉄鋼面 RB種 既存塗膜DP 材工共	337.0	m ²			
	素地調整塗料塗り	塗布形素地調整軽減剤 大日本塗料サビシャット同等 材工共	337.0	m ²			
	仕上げ塗料塗り	高遮断形変性エポキシ樹脂塗料 大日本塗料タイエンダー3回塗同等 材工共	337.0	m ²			
	柱部根巻補強	場所打ちコンクリート 有筋 400角 材工共	13.0	か所			
	小計						

符号	名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
II	管理棟各所塗装改修						
II-1	枠組本足場	手摺先行方式 建地巾900 足場板、階段共 架払共 運搬費共	32.4	架m ²			
	垂直養生	養生シート張り 架払共 運搬費共	32.4	架m ²			
	養生	足場下	18.0	m ²			
	整理清掃後片付け	外部	18.0	m ²			
	管理棟正面(南面)鉄骨 下地調整	鉄鋼面 RB種 既存塗膜DP 材工共	19.4	m ²			
	管理棟正面(南面)鉄骨 素地調整塗料塗り	塗布形素地調整軽減剤 大日本塗料サビシット同等 材工共	19.4	m ²			
	管理棟正面(南面)鉄骨 仕上げ塗料塗り	高遮断形変性エポキシ樹脂塗料 大日本塗料タイエンダー3回塗同等 材工共	19.4	m ²			
	管理棟正面(南面)窓枠 下地調整	糸巾200程度 鉄鋼面 RB種 既存塗膜DP 材工共	82.8	m			
	管理棟正面(南面)窓枠 素地調整塗料塗り	糸巾同上 塗布形素地調整軽減剤 大日本塗料サビシット同等 材工共	82.8	m			
	管理棟正面(南面)窓枠 仕上げ塗料塗り	糸巾同上 高遮断形変性エポキシ樹脂塗料 大日本塗料タイエンダー3回塗同等 材工共	82.8	m			
	管理棟ポーチ手摺 下地調整	糸巾 手摺300程度、手摺柱250程度 鉄鋼面 RB種 既存塗膜DP 材工共	14.6	m			
	管理棟ポーチ手摺 素地調整塗料塗り	糸巾同上 塗布形素地調整軽減剤 大日本塗料サビシット同等 材工共	14.6	m			
	管理棟ポーチ手摺 仕上げ塗料塗り	糸巾同上 高遮断形変性エポキシ樹脂塗料 大日本塗料タイエンダー3回塗同等 材工共	14.6	m			
	II-1 計						
	小計						

符号	名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
II-2	テラス床デッキ 下地調整	木部 RC種 既存塗膜WP 材工共	41.8	m ²			
	テラス床デッキ 木材保護塗料塗り	木部 A種 材工共	41.8	m ²			
	テラス手摺笠木 下地調整	糸巾300程度 木部 RC種 既存塗膜WP 材工共	18.8	m			
	テラス手摺笠木 木材保護塗料塗り	糸巾同上 木部 A種 材工共	18.8	m			
	II-2 計						
小	計						

魚津埋没林博物館屋外通路外塗装改修工事 注意事項

- ・ 本工事は、劣化に伴う屋外通路の全てと管理棟各所の塗装改修を主とする工事です。
- ・ 施工方法は「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編）最新版に則って進めてください。
- ・ 工事写真は「工事写真の撮り方」最新版に則って撮影してください。特に使用材料、施工状況、不可視部分については確実に撮影してください。必要に応じて担当監督員が立ち会います。
- ・ 担当監督員との連絡、相談は定期的及び必要に応じて実施してください。
- ・ 契約期間中も施設は通常どおり利用されていますので、安全を確保しながらの施工をお願いします。施工に際し施設の利用に制限が必要な場合には、施設管理者と施工日程に関しての協議を行いますので申し出てください。
- ・ 施設管理上、入場は午前8時30分以降とし、午後5時までには退場するよう作業時間の調整をお願いします。
- ・ 施設への工事案内、来館者への工事案内表示を行ってください。また苦情があった場合には担当監督員に報告のうえ、受注者側で対応してください。
- ・ 使用材料や道具類の管理はしっかり行ってください。また関係者の迷惑になるようなことは行うことのないように注意してください。
- ・ 監督員及び施設管理者と協議の上で対策を講じてください。また危険箇所への来館者の立入禁止措置等安全に対しては万全の対策をお願いします。
- ・ 本工事が起因となって損害損傷を与えた場合には監督員に報告のうえ、受注者負担にて速やかに原状復旧を行ってください。
- ・ 必要に応じて関係機関への申請を行ってください。
- ・ 工事の一部を下請業者に発注する場合は、できる限り市内業者へ発注してください。
- ・ 下請業者に発注する場合は、適正な価格及び期間内にて代金を支払ってください。
- ・ 資材や機械の購入等についても、できる限り市内業者を選定してください。
- ・ この工事では、「基本的にその日のうちに速やかに回答する」「現場を待たせない」等、現場の問題発生に対する迅速な対応（＝ワンデーレスポンス）の実施により、問題解決の迅速化を図ることとします。ただし、その日のうちに回答が困難な場合は、受注者と発注者が協議のうえ、回答予定日を回答するものとします。
- ・ 受注者は、作業間の関連や工事の進捗状況を把握し、綿密な工程管理に努めてください。
- ・ 受注者は、工事施工中において協議事項が発生した場合、作業内容や工程及び発生原因等を整理のうえ、速やかに監督員と協議してください。
- ・ 本工事は、週休2日の普及、実現に向けた試行対象工事であり、受注者が希望すれば週休2日（4週8休以上）の施行を実施し、希望しなければ減額変更した上で従来どおり工事施工するものとします。週休2日を希望した受注者の実績が4週8休に満たない場合は、現場閉所状況に応じた補正係数を乗じて減額変更を行います。詳細は、「魚津市週休2日工事試行要領（令和3年10月）」によるものとしますので、魚津市ホームページの『「週休2日工事」の試行について』を参照願います。
- ・ 工期は厳守です。天候に大きく左右される工事ですので工期に余裕を持って進めてください。
- ・ 監督員、施設管理者と連絡を取り合って工事の完成に全力で取り組んでください。

新型コロナウイルス感染症の感染防止措置について

新型コロナウイルス感染症に関しては、未だ収束の目処が立たない状況が続いています。工事現場においては引き続き「同感染症対策の基本的対処方針」を徹底するよう求められており、関係者の健康を守るためにも当然継続して遵守していく必要があります。特に本工事は、不特定多数の方が利用する施設の整備工事であり、施設の特性上、万が一にも感染があった場合には来館者及びその関係者の健康に大きな影響を与えてしまいます。現場作業員に対してはもちろんのことですが、来館者等の不安が少しでも解消されるように感染防止に関しては以下に示す措置を遵守しながら万全の対策を講じ、加えて作業員の意識の徹底を図るようお願いいたします。

< 感染防止措置 >

- ・工事範囲を十分に確保し、この範囲は立入禁止表示により区画すること。
- ・施設内へは、指定された出入口以外からの入退場はしないこと。
- ・施設内では、指定された場所以外には立ち入らないこと。
- ・施設の利用状況を把握し、感染防止対策の案内表示を行うこと。
- ・指定場所以外に立ち入ることが必要になった場合には、施設管理者の承諾を得ること。

- ・「密閉、密集、密接」の3密を避けるよう作業間の日程調整を図ること。
- ・作業員の朝礼時の体温測定を徹底すること。
- ・作業員のマスク着用を徹底すること。
- ・消毒液を設置しその使用を励行すること。
- ・施設担当者等との打合せはなるべく対面を避けること。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染者（感染の疑いのある者を含む）及び濃厚接触者があることが判明した場合の連絡体制の構築を図っておくこと。

なお、新型コロナウイルス感染症に関連して、技術者等が確保できない、資機材等が調達できない場合にはその協議に応じますので速やかに申し出るようお願いいたします。